

宇治都市計画地区計画の決定（久御山町決定）

都市計画 久御山町市田・林・佐古地区地区計画を次のように決定する。

名 称		久御山町市田・林・佐古地区地区計画	
位 置		久御山町市田東大門、市田新珠城、市田一ノ坪、市田五ノ坪、市田立花、林北畑、佐古外屋敷の各一部	
面 積		約 24.9ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標		当地区は、京滋バイパス巨椋 IC、第二京阪道路久御山南 IC の周辺に位置しており、広域交通の利便性が高く、周辺の住環境の配慮した産業活動の活性化を図る区域で、周辺部は市街化が進み、北側は住宅、西側は公共を中心とする市街地が形成され、市街化区域と連単している。 当地区は、都市計画マスタープランにおいて、市街化区域拡大の検討とあわせて、周辺の住環境に配慮した産業立地促進ゾーンに位置づけられており、既存企業の工場等の移転・拡張や新規企業の工場立地等の事業拡大ニーズに対応し、併せて広域交通の利便性の高さを活かし、ものづくりや物流関連産業を主体とした適正な土地利用計画により、良好な環境保全と市街地環境の形成を図るものである。
	土地利用の方針		久御山町の産業地として、交通の利便性を活かし、周辺地域の環境に配慮するとともに、ものづくりや物流関連産業を中心とした良好な事業用地の形成を図る。
	建築物等の整備の方針		広域交通の利便性の高さを活かした建築物の誘導を図るため、建築物等の用途の制限を定め、良好な市街地環境の形成を図る。
地区整備計画	地区整備計画の区域の面積		約 24.9ha
	地区の区分	名 称	A 地区 B 地区
		面 積	約 23.5ha 約 1.4ha
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げるものは、建築してはならない。 1 久御山町特別工業地区条例に定める第三種特別工業地区区内において建築できないもの 2 兼用住宅 3 店舗、飲食店その他これらに類するもの ただし、近隣に就労する者へのサービスを提供する店舗、飲食店は除く。 4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5 公衆浴場 6 診療所 7 集会場、葬儀場その他これらに類するもの 次の各号に掲げるものは、建築してはならない。 1 久御山町特別工業地区条例に定める第三種特別工業地区区内において建築できないもの ただし、本地区計画策定時点において、既に居住の用に供している住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿を除く。 2 兼用住宅 ただし、本地区計画策定時点において、既に居住の用に供している住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿を除く。 3 店舗、飲食店その他これらに類するもの ただし、近隣に就労する者へのサービスを提供する店舗、飲食店は除く。

			8 カラオケボックスその他これらに類するもの 9 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する「風俗営業」同条第6項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」及び同条第9項に規定する「店舗型電話異性紹介営業」の用に供するもの 10 卸売市場、火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するもの	4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5 公衆浴場 6 診療所 7 集会場、葬儀場その他これらに類するもの 8 カラオケボックスその他これらに類するもの 9 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する「風俗営業」同条第6項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」及び同条第9項に規定する「店舗型電話異性紹介営業」の用に供するもの 10 卸売市場、火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するもの
--	--	--	---	---

「区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」

